

## 倉吉市アスベスト撤去(含有調査含む)支援事業 補助金手続きの流れ

手 続 き ※太枠内の書類をご提出ください。		提出書類	備考
①	交付申請 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等交付申請書</li> <li>・実施計画書(様式第1号)</li> <li>・事業収支予算書(様式第2号)</li> <li>・その他添付書類</li> <li>(1)見積書の写し</li> <li>(2)建築物付近の見取り図</li> <li>(3)建築物の平面図 (アスベスト含有調査又は除去等を行う箇所を明示)</li> <li>(4)建築物の所有者を確認することができる書類 (登記事項証明書等の写し)</li> </ul> <p><b>【除去等の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(5)アスベスト含有調査の結果報告書(写真が添付されているもの)</li> </ul>	<p>【申請者が事業所の場合】 補助対象経費に仕入控除税額が含まれている場合はその金額を除いてください。</p> <p>※仕入控除税額とは… 経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、地方税法の規定により地方消費税率を乗じて得た額との合計額</p>
②	交付決定 倉吉市から発行	・補助金交付決定通知書	申請から30日以内
③	事業着手 申請者が提出	<p>⚠<b>交付決定→契約→着手届提出の順。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等着手届(ご記入いただく「着手年月日」は契約日としてください。)</li> </ul>	
補助対象経費の額の変更(増減)があった場合は、変更承認申請が必要になります。			
④	変更承認申請 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書</li> <li>・変更後の事業計画書(様式第1号)</li> <li>・変更後の事業収支予算書(様式第2号)</li> </ul>	
⑤	変更承認 倉吉市から発行	・補助事業等変更承認通知書	
⑥	事業完了 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等完了届(「完了年月日」は業者発行の請求書日付をご記入ください。)</li> <li>・補助事業等実績報告書</li> <li>・事業報告書(様式第1号)</li> <li>・事業収支決算書(様式第2号)</li> <li>・その他添付書類</li> <li>(6)請負契約書の写し</li> <li>(7)調査機関又は施工業者が発行した請求書又は領収書の写し</li> <li><b>(8)建築物石綿含有建材調査者の確認書</b></li> </ul> <p><b>【含有調査の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(9)アスベスト含有調査の結果報告書(写真が添付されているもの)</li> </ul> <p><b>【除去等の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(10)アスベスト除去等結果報告書(写真を添付)</li> <li>(11)産業廃棄物管理票D票及びE票の写し</li> <li>(12)その他(保健所及び労働基準監督署等に提出が求められている書類の写し)</li> </ul>	完了から30日以内
<p>事業完了</p> <p>年度内に事業が完了するようお願いいたします。</p>			
⑦	完了検査 倉吉市から発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果について(通知)</li> <li>・概算払いについて(通知)</li> </ul>	
⑧	補助金の請求 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等支払請求書</li> <li>・補助金等受入額調書</li> </ul> <p>※通帳のコピー等口座番号及び口座名義人カナの確認できるものを添付。</p>	
⑨	領収書の提出 申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>(⑥事業完了時に領収書の写しを提出していない場合)</li> <li>・領収書の写し</li> </ul>	
⑩	補助金額の確定 倉吉市から発行	・額の確定について(通知)	受取りのみです。特に手続きは必要ありません。

裏面の※ご注意※もご確認ください！

## ※ ご 注 意 ※

以下の内容をご確認ください。  
ご対応いただけない場合は補助金を給付できない場合がありますので、ご注意ください。

①ご印鑑は、交付申請から補助金請求まで同一のものを使用してください。  
※施工業者との契約書等も含まれます。

②市からの交付決定が出てから、工事を開始してください。  
交付決定前に着手されてしまうと補助の対象外となりますのでご注意ください。  
※交付決定日→業者との契約日→事業着手日の順となります。

③契約書または請書の提出が必要です。  
実績報告時に提出が必要です。  
業者と交わした契約書又は請書を保管し、写しをご提出ください。  
※業者との契約日は、交付決定日以降となっているかご確認ください。

④申請年度内での工事完了をお願いします。  
補助事業は年度ごとに行いますので、申請年度内(3月中)に完了するよう計画してください。



ご不明な点・変更  
等ありましたら、  
悩まずご相談くだ  
さい。

倉吉市 建築住宅課 建築指導係(本庁舎3F)  
TEL:0858-22-8175 FAX:0858-22-8140